

旅館業の近隣住民等の周知に関するガイドライン

(2 健生発第 11063 号 令和 2 年 9 月 17 日 区長決定)

改正 (5 健生発第 11885 号 令和 5 年 12 月 12 日 保健所長決定)

第 1 策定の目的

このガイドラインは、大田区旅館業法施行条例（平成 24 年条例第 15 号。以下「条例」という。）第 6 条に定める旅館業を営もうとする者が行う周知について、適正な執行を確保するために必要な事項を定めるものである。

第 2 用語

このガイドラインで使用する用語は、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号。以下「法」という。）及び条例の用語の例によるほか、次のとおりとする。

- (1) 区規則 大田区旅館業法施行規則（昭和 55 年規則第 56 号）をいう。
- (2) 申請予定者 玄関帳場を設けない施設その他の営業時間中に営業従事者が常駐しない旅館業の施設において、法第 3 条第 1 項の許可を受けて旅館業を営もうとする者をいう。
- (3) 近隣住民 区規則第 12 条に定める近隣住民をいう。

第 3 申請予定者が行うべき事項

- 1 申請予定者は、周知に用いる書面を区規則第 13 条各号に定められた事項のほか、当該書面に関する問合せ先の名称及び連絡先（同条第 4 号に定められた連絡先と異なる場合に限る。）、意見の申出期限等について、近隣住民に理解しやすい平易な表現を用いて作成すること。
- 2 申請予定者は、周知に用いる書面について、周知の前に生活衛生課の確認を受けること。
- 3 申請予定者は、説明会の開催又は戸別訪問など、近隣住民に直面して説明を行うようにすること。
- 4 説明会を行う場合は、近隣住民の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定め、十分な周知期間をもって近隣住民へ周知し、多くの近隣住民の参加が可能となるよう配慮すること。
- 5 説明会を欠席した近隣住民や、戸別訪問しても対面で説明できなかった近隣住民に対しては、書面を配布することで説明したこととする。
- 6 近隣住民への周知は、少なくとも許可申請を行う日の 2 週間前までに行うこと。
- 7 申請予定者は、周知により近隣住民又は自治会・町会から意見又は問合せがあった場合、許可申請までに誠意をもって対応し理解を得るように努めること。
- 8 申請予定者は、周知の結果を、許可申請書の添付書類である「近隣住民への周知に使用した書面」及び「当該周知の方法を記載した書面」に、近隣住民ごとに、周知した日

時、方法、意見及びその対応結果を記載して報告すること。

- 9 学校、店舗、事務所等も近隣住民に含まれるので周知の対象とすること。
- 10 近隣住民又は自治会・町会から説明会の開催を求められた場合は、説明会を開催して近隣住民及び自治会・町会の理解を得るよう努めること。
- 11 申請予定者は、第1項により作成した書面を、旅館業の施設の設置予定地の近隣住民から見やすい場所に掲示すること。
- 12 掲示は、297 × 420 ミリ（A3判）以上の大きさとし、判別可能な文字の大きさと、風雨等のため容易に破損しない方法で設置するとともに、記載事項が掲示期間中鮮明であるよう維持管理すること。
- 13 掲示期間は、近隣住民へ説明を開始する日から許可がなされる日までとすること。なお、施設の建築工事又は改修工事等を伴う場合は、当該工事等を実施する前から、旅館業を予定していること及び規則第13条各号の可能な項目について掲示を行うことが望ましい。
- 14 書面を掲示した状況が明らかとなる写真を撮影して、許可申請書の添付書類である「近隣住民への周知に使用した書面」及び「当該周知の方法を記載した書面」に添付して報告すること。
- 15 前各項に規定する近隣住民に対する周知その他の事項については、近隣住民と私道を共有する者その他の近隣住民と生活圏を密にする範囲にある建物の使用者、当該設置予定地の近隣の学校等を含めて実施するよう努めること。
- 16 法第3条の2、法第3条の3又は法第3条の4の規定により承継承認を受けて旅館業を営もうとする者及び既に法第3条第1項の許可を受けている旅館業の施設を玄関帳場を設けない施設その他の営業時間中に営業従事者が常駐しない旅館業の施設に変更しようとする者についても、近隣住民に対する周知をするよう努めること。

付 則

このガイドラインは、令和2年9月25日から施行する。

付 則

このガイドラインは、令和5年12月13日から施行する。